

# 令和8年度海外販路拡大支援事業 募集要項

## 1. 事業目的

本事業は、奈良市とジェトロ奈良（以下「主催者」という。）が海外市場への販路拡大を目指す市内事業者等に対し、米国バイヤーの招聘を通じた商談機会を提供するとともに、現地市場ニーズや海外展開に関する知見を獲得する機会を創出することで、市内産品等の海外販路開拓及び輸出促進を図ることを目的とする。

## 2. 事業概要

奈良の日用品及び茶類に関連する市内中小事業者等を対象として、米国バイヤーを招聘し、事業所訪問型の商談事業を実施する。

### 【招聘バイヤー】

- ・名前：Forcus America Corp.
- ・バイヤー国籍：日本
- ・主な取扱商品：日用品、茶類
- ・サイト URL：<https://www.focuscorp.us/jp/>
- ・オンライン販売サイト：<https://santokunyc.com/>

## 3. 支援対象企業（参加企業）数

8社程度

※支援に当たっては主催者等による審査あり（詳しくは「8. 審査」参照）

## 4. 事業内容

(1)米国バイヤーとの個別商談。

- ・日 程：2026年7月10日(金)～15日(水) ※土日除く
- ・時 間：各参加事業者2時間程度
- ・商談場所：参加企業の事業所
- ・形 式：個別商談
- ・参加費：無料

(2)米国バイヤーによる販路拡大に向けた個別相談。

(3)米国バイヤーのオンライン販売サイト内にて、期間限定特設ページでの販売。

※商談結果によっては、買付が行われない可能性がある

※(3)については、買付が成立した企業の商品のみが対象となる

(4)米国バイヤーの商品に係るフィードバック。

※(4)については、買付の有無は問わない。

## **5. 参加企業の資格**

- (1) 奈良市内等に事業所を持つ日用品及び茶類の生産業者又は、貿易事業者等（貿易関係団体並びに地方公共団体等は除く）。商社や代理店等、製造者／生産者以外による申込みの場合は、製造者生産者の承諾を得た上で参加申込を行うこと。
- (2) 米国バイヤーとの商談意欲があること。商談にあたっては、自社の商品を説明し、価格・納期、生産能力、最低ロット数等の取引条件を提示できる担当者が参加もしくは同席できること。
- (3) 申込、商談参加を行う企業が同一であること。
- (4) 本事業の成果把握等のために主催者が実施するアンケートやヒアリングに必ず協力すること。
- (5) 参加者の企業名や商品情報を含む本事業成果及び各種調査結果の公表に同意すること。
- (6) 前項(1)～(5)に該当する者であっても、過去に主催者に損害を与えたことがあると判明した場合や、本事業の実施に支障をきたすこととなると主催者が判断した場合、その他主催者が適当でないと認めた場合、参加企業の資格を有しないものとする。

## **6. 出品物の資格及び留意点**

- (1) 出品物は、安心・安全・高品質で機能性、デザイン性に優れた雑貨、インテリア用品、伝統工芸品、茶類等。ただし、次に該当する物は禁止又は制限する。採択後に米国での輸入規制に該当する等の事由が判明し、取引できなかつた場合でも、主催者はかかる費用等一切の責任を負わない。
  - (a) 米国の輸入禁止品目
  - (b) 日本の輸出入関係法規で規制するもの
  - (c) 特許権、意匠権、商標権などを侵害するもの、あるいはそのおそれがあるもの
- (2) 商品の製造物責任が取れること。(国内 PL 保険への加入、海外 PL 保険にも加入していることが望ましい)
- (3) 奈良市内等の事業所で生産・製造された日本製商品（点検、ラベル添付等微少な加工のみの場合は該当しない）又は奈良県内で生産された原材料を使用して日本国内で製造加工された商品であること
- (4) 参加決定後、ジェトロの海外バイヤー専用のオンラインカタログサイト「Japan Street」へ企業情報と商品情報を日本語と英語で登録すること（Japan Street：[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street/](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/)）

## **7. 申込方法**

申込は下記の申込アドレスへの提出をもって受付ける。

申込 URL：<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0093864G>

申込期限：令和8年6月16日(火)17:00

## **8. 審査**

申込期限終了後、主催者側で審査を行い、申込者へ参加決定の可否を個別に連絡する。

## **9. 出展承諾、無効及び取消**

主催者は、参加企業が本募集要項にて規定する各条件に違反したと判断した場合、参加の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、催告なしにそれらを取り消すことができる

この場合、応募や事前準備等にかかった各種経費は一切返金しない。併せて主催者に生じた一切の損害（直接の損害額に加え、主催者が当該出品に起因又は関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限らない）を請求する。但し、参加企業は出品の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についても、主催者にこれを賠償請求できないものとする。

## **10. キャンセルポリシー**

参加企業の都合により申込を取消す場合、必ず書面を送付して主催者の承諾を得ること。その際、参加費の受領如何にかかわらず、主催者は書面を受領した日付をもとに当該期日までにかけた諸経費を参加企業に対して請求できるものとする。この場合、事前準備等の中で発生した各種経費は一切返金できない。

## **11. 事業の中止等**

(1) 主催者は以下の場合、本事業の開催を取りやめることができる。

- (a) 戦争、政情不安、天災、感染症、その他主催者の責任に帰することの出来ない事由により米国バイヤーの渡航が中止となった場合、又は本事業の開催が困難になった場合
- (b) 事業期日、方法等の条件に変更があった場合
- (c) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、事業実施が不適當もしくは不可能となった場合

(2) 前号の場合、主催者は事情に応じて措置等についてすみやかに定め、参加企業はそれに従うものとする。

## **12. 定めのない事項の発生**

(1) 本募集要項に定めのない事項が発生した場合、主催者は速やかに対応等を参加企業に通知するものとし、参加企業は主催者の決定した対策に従うものとする。

(2) 本募集要項に定めのない事項が発生した場合、主催者はその対策を決定することができるものとする。

(3) (2)の定めに基づき、主催者が事業参加を取り消した場合、参加企業は取消に起因して発生した如何なる損害の賠償についても主催者に請求できないこととする。

### 13. 反社会勢力の排除

(1)参加企業は、主催者に対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

(a) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力 であること。

(b) 反社会的勢力を所属者とし、又は反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。

(c) 反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。

(d) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有すること。

(e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後行う予定があること。

(f) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてジェットロの信用を毀損し、又はジェットロの業務を妨害する行為

ホ 前各号に準ずる行為

(g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

(2)参加企業が、(1)の表明及び保証に違反したことに起因して主催者に損害が生じた場合、主催者はその被った損害について参加企業に対し損害の賠償を請求することができる。

### 14. 係争

この要項に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、奈良地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 15. 免責

(1)主催者は本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負わない。ただし、主催者の故意に基づく行為による場合は、この限りでない。

(2)「11.事業の中止等」及び「12.定めのない事項の発生」の場合、これによって生ずる参加企

業の損害及び不利益等について、主催者は一切その責任を負わない。

(3)本募集要項に定めのない事項に関しては、主催者がその対応を決定するものとする。

## 16. その他

主催者は本事業実施にあたり、必要となる参加企業の企業・商品・その他情報を本事業の目的達成に必要な範囲で米国バイヤーに提供する。

## 17. 問い合わせ先

(1)日本貿易振興機構（ジェトロ）奈良貿易情報センター 担当：小林

電話：0742-88-0070 メールアドレス：nar@jetro.go.jp

住所：奈良市西大寺南町8-33 奈良商工会議所会館4階

(2)奈良市役所産業政策課 担当：奥田

電話：0742-34-4741 メールアドレス：sangyoseisaku@city.nara.lg.jp

住所：奈良市二条大路南一丁目1-1